

自動車登録申請書の添付書類の有効期限延長について ～新型コロナウイルス感染症対策～

令和3年1月8日、国土交通省より、新型コロナウイルス感染症対策として、自動車登録申請書の添付書類の有効期限を延長されることが発表されました。これに伴い、当会場では以下の通りの対応といたします。会員各位におかれましては、ご理解の上、セリにご参加たわまりますようお願いいたします。

- 印鑑証明書**
- 自動車の使用の本拠の位置を証する書面等
(住民票、戸籍謄本、登記事項証明書など)**

**令和2年10月8日から令和3年4月7日までに発行されたものについて、
令和3年7月8日まで有効なものとして取り扱います。**

※ 名義変更期限に変更はありません。

※ その他ご不明な点は、書類名変チームまでお問い合わせください。